

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第五十二号

### 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する

#### 条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十四年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三及び第八号の四」を「第三十四条第十一号及び第十二号」に改め、「第三十一条ただし書及び」を削る。

第二条第一項及び第三条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

#### 附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。